伊達市告示第86号

伊達市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

伊達市長　堀　井　敬　太

伊達市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、伊達市認知症カフェ運営事業補助金（以下「補助金」という。）の交付により認知症カフェの開設を促進することで、認知症である者とその家族が安心して過ごせる居場所づくり及び地域住民への認知症の啓発を促進することを目的とし、その交付に関し伊達市補助金等交付規則（平成23年規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において「認知症カフェ」とは、認知症である者及びその家族並びに地域住民等（以下「参加者」という。）が相談、相互交流、情報交換等ができる拠点をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

(1)　市内で認知症カフェを開催すること。

(2)　団体の組織及び運営の方法について定める会則、規約、定款、その他これに類するもの（以下「会則等」という。）を有していること。

(3)　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区別していること。

(4)　類似の補助金等の交付を受けていないこと。

(5)　伊達市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第２号）第２条第３号及び第４号に掲げる者に該当しないこと。

（補助対象事業）

第４条　補助対象事業は、認知症カフェの運営であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　３か月に１回以上、１回当たりおおむね２時間以上の開催とすること。

(2)　開催中は、認知症に関する専門職（看護師、精神保健福祉士、介護福祉士等をいう。以下同じ。）の資格を有し、かつ、認知症ケアの経験を有する人員を１名以上配置すること。

(3)　開催内容として、次のアからエまでに掲げる全ての取組を行うこと。

ア　認知症である者が活動できる場の提供

イ　参加者が交流する場の提供及び交流の促進

ウ　参加者が専門職の資格を有する者に相談できる場の提供

エ　講話等の認知症に関する知識の普及啓発

(4)　認知症に関する市の施策や地域におけるサービスの情報提供を行うこと。

(5)　必要に応じ、伊達市地域包括支援センター、市内の認知症疾患医療センター及び地域の関係者と連携を図るとともに、認知症サポーター、地域住民等の積極的な参加を促進し、地域に開かれた場となるように努めること。

(6)　営利を目的としていないこと。

(7)　宗教活動又は政治活動を行わないこと。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

(1)　報償費　外部から招く講師への謝礼金

(2)　消耗品費　事業の実施に要した消耗品、材料及び茶菓の購入費

(3)　印刷製本費　チラシ及びポスターの印刷費

(4)　役務費　事業の実施及び連絡に要した郵送料及び各種保険料

(5)　使用料及び賃借料　会場の使用料及び車両や機材の賃借料

(6)　その他事業の実施に当たり市長が必要と認めるもの

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、前条の規定による補助対象経費の合計額から参加料その他の収入額を控除した額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、１回の開催につき８千円を限度として予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度のうち最初に開催する認知症カフェの10日前までに伊達市認知症カフェ運営事業補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

(1)　事業計画書（様式第２号）

(2)　収支予算書（様式第３号）

(3)　会則等

(4)　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、伊達市認知症カフェ運営事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

３　前項の規定により交付の決定を受けた補助対象者は、申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出るものとする。

（実績報告）

第８条　補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了後30日を経過する日又は交付決定を受けた会計年度の３月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて市長に報告するものとする。

(1)　実績報告書（様式第５号）

(2)　実施状況報告書（様式第６号）

(3)　収支決算書（様式第７号）

(4)　補助対象経費の領収書

(5)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第９条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額が確定したときは、伊達市認知症カフェ運営事業補助金交付額確定通知書（様式第８号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条　補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし、市長は交付対象事業の遂行上必要があると認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

２　補助対象者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払申請書を市長に提出するものとする。

３　市長は、前項の申請に基づき概算払をすることを決定したときは、当該補助対象者に対し、その旨を通知するものとする。

（委任）

第11条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。